

# **城郭調査事務所長寿命化計画 (個別施設計画)**

**令和2年3月  
滋賀県教育委員会事務局文化財保護課**

# 施設の概要

基準日:令和2年3月時点

## 基本情報

施設名称 (愛称)	城郭調査事務所				
HPアドレス	-				
電話番号	0748-46-6144				
所在地	近江八幡市安土町下豊浦6678				
設置目的	風土記の丘資料館(博物館施設)として昭和45年に設置。平成4年の安土城考古博物館の開館に伴い、地方機関である安土城郭研究所になり、平成20年度に組織改編により、文化財保護課に統合。現在は特別史跡安土城跡の出土文化財、同史跡の調査研究資料の保管および同史跡の環境整備事業にかかる資材の倉庫として利用。				
所管	部局	教育委員会事務局			
	課等	文化財保護課			
設置年月	1970年4月				
土地	敷地面積	67,836.50m <sup>2</sup>	避難所指定等	無	
	市街化区域	市街化調整区域	防災拠点指定等	無	
	用途地域	-	文化財指定	無	
建物	延床面積	909.57m <sup>2</sup>	再生エネルギー等	無	
	取得価額	163,722,600円	自家発電設備	無	
運営	運営方法	直営	バリアフリー	障害者用エレベーター	無
	運営時間	-		多目的トイレ	無
	休館日	-		オストメイト対応トイレ	無
	駐車台数	普通車70台、大型車13台		車いす使用者用駐車場	無



## 特記事項

当施設は昭和43年の近江風土記の丘資料館の建設において国庫補助金を得ており、適正化法の財産制限処分期間となっている。(補助より50年間)

## 施設概要

名称	主体構造	設置年	延床面積	階数	耐震	備考
城郭調査事務所研究棟	RC	1970.4.1	735.5m <sup>2</sup>	1	旧耐震	
城郭調査事務所研修棟	RC	1973.4.1	174.07m <sup>2</sup>	1	旧耐震	

## 成果情報

	H28	H29	H30	3ヵ年平均	備考
利用可能日数(単位:日)	243	244	244	243.7	
年間利用人数(単位:人)	789	792	792	791.0	常勤者: 3名
1日あたり利用人数(単位:人/日)	3.25	3.25	3.25	3.2	毎月来館者5名を想定
年間収入(単位:円)	0	0	0	0.0	
1日あたり収入(単位:円/日)	0	0	0	0.0	

## コスト情報

	H28	H29	H30	3ヵ年平均	備考
収入(単位:円)	0	0	0	0.0	
	0	0	0	0.0	
支出(単位:円)	1,630,063	1,572,213	1,578,073	1,593,449.7	
警備業務委託料	453,600	453,600	453,600	453,600.0	
監理負担金	1,176,463	1,118,613	1,124,473	1,139,849.7	
収支(単位:円)	-1,630,063	-1,572,213	-1,578,073	-1,593,449.7	
資産老朽化比率(※)	92.9%	94.9%	96.9%		

※減価償却累計額(建物)／(有形固定資産合計(建物) + 減価償却累計額(建物))

## 1. 策定の趣旨

本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)および滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(平成28年3月、以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として策定するものです。

## 2. 対象施設

城郭調査事務所

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針における「3施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「1. 庁舎等」にかかる建築物およびその付帯施設

## 3. 計画期間

定期点検サイクル等を考慮の上、可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るために、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

## 4. 個別施設の状態等

### (1)施設の劣化・損傷の状況や要因等

研究棟は建築後49年、研修棟は46年(平成31年時点)を経過し、インフラ設備も含め経年による老朽化が著しい。

### (2)点検・診断の実施方針

「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき毎年点検を行うほか、建築基準法第12条第2項および第4項による定期点検、その他建築設備の法定点検等の結果に基づき施設の劣化状況や修繕の緊急度を把握する。

### (3)その他、対策を実施する際に考慮すべき事項

## 5. 対策の優先順位の考え方

### (1)目標使用年数

適時適切な改修等により、法定耐用年数を超えて使用することを目標とする。

### (2)当該施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方

当該施設には研究資料の閲覧等で定期的に人の出入りがあるため、収蔵品の保存管理と来館者の安全確保に関する事について優先的に対策を実施する。

対策の実施にあたっては、施設の劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。

## 6. 対策内容と実施時期

### (1) 基本的な方針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

### (2) 取組方針

#### ①点検・診断等

- ・劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価(診断)を行う。
- ・また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。

#### ②安全確保

- ・当該施設については、出土文化財について適切な保管・管理機能の確保および利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
- ・老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じることがないよう適切に処分・除却等を進める。

#### ③耐震化

老朽化の状況等を見ながら修繕が必要となる際に併せて耐震化について検討する。

#### ④施設総量の適正化

- ・今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、維持管理費等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に実施する。
- ・更新時期が到来した施設については、他目的施設との合築等の方策を検討する。
- ・統廃合等で不要となった施設は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。

#### ⑤長寿命化

- ・「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。

#### ⑥維持管理・修繕・更新等

- ・施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。
- ・施設の更新(建替・改修)については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。また、PPP/PFI等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。

## 7. 対策費用

### (1)長寿命化対策

(単位:百万円)

施設名	年次計画										
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

主な対策

### (2)大規模改修

(単位:百万円)

施設名	年次計画										
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

主な対策

### (3)その他の改修 等

(単位:百万円)

施設名	年次計画										
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

主な対策

※対策費用については隨時見直しを行う。

※この計画により予算が確定されるものではない。

## 8. 更新履歴

更新年月	更新した内容